七　（略）
八　エンテロウイルス・スワインベシキュラーディジーズウイルス（別名豚水疱病ウイルス）
九・十　（略）
十一　サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ症菌）
十二～十五　（略）
（評価人）
第六十二条　法第五十八条第五項及び令第十一条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。
（交付の対象となる額の計算方法）
第六十三条　令第十条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一～三　（略）
（補償の対象となる損失）
第六十四条　令第十一条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。
附　則
（削る。）
この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
（削る。）
（削る。）

七　（略）
八　エンテロウイルス・スワインベシキュラーディジーズウイルス（別名豚水胞病ウイルス）
九・十　（略）
十一　サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）（別名家きんサルモネラ感染症菌）
十二～十五　（略）
（評価人）
第六十二条　法第五十八条第五項及び令第十条第三項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。
（交付の対象となる額の計算方法）
第六十三条　令第九条の農林水産省令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一～三　（略）
（補償の対象となる損失）
第六十四条　令第十条第四項の農林水産省令で定める費用の額は、法第十七条の二第五項の規定による命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該指定家畜の飼養に要した費用とする。
附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
（アフリカ豚熱に関する特例）
第二条　アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条の三	第三条の二第一項	第三条の二第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第十三条	第三十一条第二項	第三十一条第二項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）
第十五条	又は第三十条	又は第三十条（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
第三十三条の二	第二十六条第四項	第二十六条第四項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第二十六条第一項	第二十六条第一項（法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）